

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

6月18日いわゆる「地域医療介護総合法」が成立し、入院院ベッド削減・軽度の要介護者の介護保険からの締め出し等具体化されようとしています。

引き続き、2015年通常国会には国保の都道府県運営化や入院給食原則自己負担化、保険外併用療養費制度(混合診療)の大幅拡大＝患者申出医療(仮称)の創設、保険給付対象範囲の整理・検討など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪案の提出が準備され、「医療・介護難民」の増加が懸念されます。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、6月24日「経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太の方針)」と「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の毎年2200億円の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として医療・介護分野を挙げ、「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす、社会保障を抑制する一方、医療・介護・福祉の分野を営利企業の市場として開放するものであります。「人口急減・超高齢化の克服」の名の下で、抜本的な制度改悪を打ち出し、社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」流れであります。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るために以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

### 【陳情事項】—★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

企画財政課

①憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】

**憲法、地方自治法などを踏まえ、住民が健康で文化的な生活を送ることができるよう施策の推進に努めていくとともに、自治体として、地域と住民のニーズに応じたきめ細かな介護・福祉・医療施策を市単独事業としても実施しているところであります、今後とも社会保障サービスの充実に努めてまいります。**

税務課

②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

【回答】

**岩倉市では、平成23年度から滞納整理機構に参加し、職員1名を派遣しています。機構に引継ぎを行った滞納事案については、岩倉市から派遣した職員が担当して実地に財**

産の調査や折衝を行っており、引継ぎを行った事案については岩倉市が責任を持って滞納整理を行っています。

滞納整理機構に引継ぎを行った事案については、正確な財産調査が行われ、担税能力のある方から納税が行われて滞納整理の推進に効果を挙げています。このことに加えて派遣された職員の滞納整理技術の向上にも成果を上げていることから、引き続き参加して職員を派遣していくことを考えています。

★③税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押された鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

当市では、従来から差押禁止財産に対する差し押さえは実施していません。

また、滞納整理にあたっては、自主納付により完納に至ることができるよう相談に応じています。こうした中で対象になれば減免制度の手続きについてもお知らせし、納付方法の相談にも応じています。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

介護福祉課

#### 1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いただすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

憲法第25条及び生活保護法(以下「法」という。)を順守し、生活保護が必要な方には必要な手順をふみ適正に生活保護を開始し、生活を援護しています。

また、法第2条は「この法律の定める要件を満たす限りこの法律による保護を無差別平等に受けることができる。」と規定しており、本市においても保護請求権を保障しています。申請時には、法第27条の2の規定に基づき必要な助言などを行いますが、県の指導により適切に行ってています。

②国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】

法第8条により厚生労働大臣の定める基準に従い実施しています。

★③国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】

国の施策に連動することもありますが、市の裁量による独自の施策においては、影響が出ないよう十分に考慮していきます。

④弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】

警察官 OB を採用する予定はありません。

⑤生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

【回答】

現在のところ、直営と委託の両方を検討しています。また、自立相談支援事業は生活保護担当への連携を密にすることとしています。

#### 介護福祉課

## 2. 安心できる介護保障について

### ★(1)介護保険料・利用料について

①第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】

一般会計からの繰入金は、介護保険制度の中で対応していきます。介護保険事業の健全な運営を前提に、介護保険事業計画の策定の中で、サービス量などを見込み、基金の取り崩しによる軽減も踏まえ、保険料算定や負担段階の設定などを検討していきます。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

介護保険料および利用料の減免制度の拡充は、考えておりません。しかし、保険料段階の料率設定や高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度などの制度もありますが、低所得高齢者の状況は厳しいものと考えます。こうした制度は国が責任を持って行うものと考えますので、機会あるごとに要望していきたいと考えます。

### (2)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】

特別養護老人ホームについては、平成28年度に80床の施設が開所予定です。

小規模多機能施設等のサービスについては、今後のサービス利用見込み量などを勘案しつつ介護保険事業計画策定の中で検討していきます。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

【回答】

地域包括支援センターは高齢者福祉施策の中核をなすもので、強化の必要性は認識しております。現在、策定中の介護保険事業計画の中でも新たな地域包括支援センターの設置は必要な施設として検討していきます。現在、本市は社会福祉協議会に委託しています。

③介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

【回答】

介護労働者の賃金・労働条件の改善は、国の対策が必要と考えますので、機会あるごとに要望していきたいと考えます。

### ★(3)地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について

①要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。

【回答】

制度改正に伴うサービス低下を招かないよう、既存の介護事業所によるサービスの活用も含め、検討します。

②「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を充分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。

【回答】

①に同じ。

③介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。

【回答】

新しい総合事業においても、明らかに要介護認定が必要な場合や、介護予防給付のうち訪問介護と通所介護を除く訪問看護や福祉用具貸与等を希望している場合は、要介護認定の申請手続きを行っていただくことになるものとなっています。

また、基本チェックリストの実施により要介護認定が必要である場合についても、認定申請していただくものとなっています。

### (4)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

ア. ひとり暮らしの安否確認は、ひとり暮らし認定がある人に対しては、定期的に民生委員が訪問しています。また、市内の新聞販売店や金融機関と見守り協定を締結しており、訪問時に異変を感じた際に、市へ連絡してもらう体制になっています。

イ. 高齢者に対しては 85 歳以上、障害者に対しては障害等級によってタクシー料助成券を発行し、バスについては、デマンド型乗合タクシーが運行し、外出支援を行っています。

ウ. サロンなどについては社会福祉協議会と連携し対応させていただいているところです。その他、今年7月には、市民ボランティアとの協働で認知症カフェの立ち上げ支援をさせていただきました。

エ. 今後の課題として研究ていきたいと考えます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

【回答】

配食サービスは年末年始以外の毎日を実施していますが、助成額についての引き下げは近隣市町の状況を研究し均衡を保つべきと考えています。会食については、社会福祉協議会と連携し、地域での実施を支援していきたいと考えています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】

住宅改修費、福祉用具購入費は、受領委任払い制度を実施しています。

#### 介護福祉課

##### ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

現在、障害者控除の認定は、要支援2以上の方を対象としています。要支援1の方は対象でありませんが、今後の検討課題であると考えます。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

要支援2から要介護5の方に、毎年11月初旬に、障害者控除対象者認定申請書を個別送付しています。

#### 市民窓口課

##### 3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて実施していきたいと考えています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

子ども医療費の無料化については、県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて、平成24年4月診療分から通院については小学校6年生までを中学校3年生までに拡大し、市単独事業で実施しています。

③障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】

平成24年4月診療分から自己負担の全額助成を精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者に市単独事業で実施しています。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

県の制度を基本として実施していきたいと考えております。ひとり暮らし非課税者については、市単独事業で実施しています。

##### 4. 子育て支援などについて

#### 健康課

①妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】

平成21年2月から妊婦健康診査の公費負担回数を14回に増やし、現在も妊婦健康診査は、14回無料で受けいただけます。

## 学校教育課

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。  
また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

【回答】

当市では、就学援助制度の対象を生活保護基準引き下げ前の基準額の1.1倍以下としております。基準額の見直しにつきましては、近隣市町の動向を踏まえた上で、対応ていきたいと考えております。また、広報に年2回掲載し、年度当初に全児童生徒への案内ちらしの配布をして、就学援助制度の周知をしています。

③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。

【回答】

給食費の無償化につきましては、学校給食法第十一條の規定により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は保護者の負担とする、と明記しております。よって、当市では、原材料費のみ保護者の負担をお願いしております。なお、保護者負担の軽減に配慮するため、市の単独事業として義務教育課程内における第3子以降の給食費の無償化を実施しています。

## 児童家庭課

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

【回答】

保育の実施については、市町村にあると考へており、新制度においても、これまでと同様に、公立・私立にかかわらず利用調整を行ったうえで、公立については入園決定を、私立については利用のあっせん・要請を確実に行っていきます。

地域型保育事業の認可基準に関する条例については、9月議会に上程中ですが、保育所型事業所内保育事業の面積基準で一部上乗せ基準を設けているほかは、国基準どおりとしており、施設・事業により格差が生じるとは考へていません。

## 市民窓口課

### 5. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】

国民健康保険の財政は悪化し、市町村による運営は非常に厳しいものとなってきております。国民皆保険制度を維持するためにも、国民健康保険の財政的安定は重要であり、その広域化を図ることは必要なことですので、東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会等を通じて国民健康保険制度の広域化は強く要望していきたいと考えています。

★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。
- イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

国保税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化を図ったうえで判断するものと考えます。減免については、所得の減少、長期休養、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしています。基準については、平成26年4月に改正を行いました。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6ヶ月としてください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

ア 本市においては、滞納者対策として平成12年度から短期被保険者証(6ヶ月の有効期間)の交付を実施しており、特段の理由なく、保険税を1年以上全く納付しない世帯を対象に交付しています。この短期被保険者証が交付されている世帯で、さらに1年以上同じ状況が続く場合は、資格証明書を交付するものとしております(この場合、18歳年度末の被保険者に対しては6か月の短期被保険者証を交付)。いずれの場合も、一律的ではなく対象となる被保険者と接触する機会を持ち、納付相談、納付指導を実施し、状況を把握したうえで判断しています。

イ 行っていません。

ウ 分納をしっかりと守って納付している世帯には、通常の保険証を交付しています。

エ 差し押さえなどの滞納処分は、税負担の公平性を保つため、租税能力がありながら自主的な納付のない方に執行されるものであり、無理な徴収は行っていません。また、無保険者の把握は困難であると考えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

一部負担金の減免については、所得の減少、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしており、当面拡大する考えはありません。なお、この制度に関しては、広報などで周知を行っています。

**介護福祉課**

6. 障害者・児施策の拡充について

①障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】

低所得者に対しては減免をしており、市独自で利用者負担を無くすることは、考えていませ

ん。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】

**利用者との話し合いの中で、必要と認められるものは時間制限なく、支給しています。**

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】

**他市の状況を研究していきます。**

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

**国の制度に準じ実施していきます。**

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】

**国の制度の中で運用します。**

- ★⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

【回答】

**通院時の院内介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものと考えますが、個別の事情により介助が必要とされるものについては話し合いにより、移動支援として介助を認めることができます。また、入院中のヘルパー派遣については、原則認めていませんが、外泊中や一時帰宅時など、やむを得ない場合の派遣は話し合いにより、認めています。**

- ★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】

**相談支援体制の充実を図ることは重要なことと考えます。国への要望等については、今後の動向を見ながら検討してまいります。**

## 健康課

### 7. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】

**任意予防接種の公費負担については、近隣の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。**

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】

**高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種については、現在、8,220円の費用のうち、3,**

000円の助成をしています。

なお、低所得者世帯については、全額 市が助成して実施しています。10月1日からは定期接種になることで、市としては、自己負担を2,500円として実施の予定です。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】

岩倉市では、対象を「妊娠を予定または希望する女性」で、かつ「風しん抗体検査で陰性と判定された人」に接種費用を助成しています。無料化については近隣の状況を見ながら今後の課題とさせていただきます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

#### 1. 国に対する意見書・要望書

企画財政課

① 消費税増税を中止してください。

【回答】

消費税率の改正は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」として、平成24年度に、子ども子育て支援、医療介護の充実、年金制度の改善、障害者総合支援法等とともに、持続可能な社会保障制度の確立を図るため成立したものです。平成26年度の増税分は、消費税額の2/12とされ、社会保障関係経費に充当することになっています。

社会保障制度は、少子高齢化が進展する中で、負担を現状維持のまま、給付をより良くしていくことはできない状況にあります。持続可能な社会保障制度の構築のため、国民負担の増を極力抑制することを念頭に議論が進められています。

そのような状況の中で、消費税には、調達力、安定性、負担の公平性という特徴があり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制改革の一つとしていくことは、一定の理解ができます。一方で、指摘される逆累進性への配慮が必要であるが、増税による消費の落ち込みが回復しつつある中で、平成27年10月からの増税は慎重な判断が求められますので、現時点で中止を要望する考えはありません。

市民窓口課

② 年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。

【回答】

社会保障・税一体改革における年金4法の成立により、2.5%あった年金額の特例水準と本来水準の乖離は、平成25年10月から平成27年4月までの3年間で段階的に実施され解消することになった。これにより毎年約1兆円の過剰給付となっている年金財政の改善を図り、現役世代の将来の年金額の確保や世代間の公平を図っていきます。また、基礎年金の国庫負担に消費税の引き上げで確保される安定財源が充当されることになり、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化が実現しました。今後も引き続き国の動向を見守ってまいります。

介護福祉課

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。

【回答】

国庫負担については増額を望んでいますので、国に対しては機会あるごとに要望していきます。軽度者の件については、サービスの低下にならないように努めていきたいと考えます。

#### 市民窓口課

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

【回答】

**子ども医療費助成制度の創設等については、機会をみて要望してまいります。**

⑤入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。

【回答】

**機会をみて要望してまいります。**

#### 介護福祉課

⑥精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。

【回答】

**国の動向を注意深く見守ってまいります。**

⑦介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】

**介護・福祉労働者の処遇改善につきましては、国での対策が必要と考えます。**

⑧受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。

【回答】

**生活保護基準については生活保護法第8条により厚生労働大臣の定める基準に従い実施しています。**

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

#### 市民窓口課

##### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

**機会をみて要望してまいります。**

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

**機会をみて要望してまいります。**

③障害者医療の精神障害者への補助

【回答】

**平成24年4月診療分から自己負担の全額助成を精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)所持者に市単独事業で実施しておりますが、精神障害者は増加傾向にあり、助成額も増加し続けています。厳しい財政状況の中、また、弱者支援として県制度の拡大を要望してまいります。**

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当

面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

**機会をみて要望してまいります。**

(2)県民の医療を守、医療提供体制の充実のために

市民窓口課

①国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】

**機会をみて要望してまいります。**

健康課

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにすること。

【回答】

**安易に病床数を削減するのではなく、十分に調査、検討の上各医療機能に見合ったものにする必要はあると考えます。**

以上